

緊急事態宣言発令に伴う当基金の対応について

平素は、宅建企業年金基金の事業運営にひとかたならぬご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

「新型コロナウイルス感染症」に影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげます。

さて、当基金では「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、感染拡大防止と基金職員および関係者の安全確保のため、在宅勤務を含む勤務時間のシフトを実施いたします。

これに伴いお電話による照会時間を下記のとおり変更させていただきます。

また、お届けいただきました適用各種届出（資格取得届、資格喪失届等）や給付金の支払い等の業務につきましても勤務シフトの関係から通常より完了まで時間を要する場合がございます。あらかじめご了承ください。

事業主・加入者・受給者の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

記

電話の対応 10時～16時（土日祝日を除く）
お電話がつながりにくくなる場合がございます。
またご回答にお時間を頂戴する場合がございます。

以上

令和3年4月26日

宅 建 企 業 年 金 基 金
〒101-0032
東京都千代田区岩本町2-6-3
電 話 03-3865-6321
F A X 03-3865-6361
E-mail post-kikin@takken-kikin.or.jp